

大規模小売店舗立地法に基づく届出内容の周知について

<下通 GATE プロジェクト>

謹啓 地域の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、「下通 GATE プロジェクト」は、大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日、熊本市に新設の届出を致しました。

当初、同法第7条第1項の規定に基づき、店舗周辺にお住まいの皆様方へ説明会を開催させて頂く予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、熊本市と協議の上、説明会を中止とすることとなりましたので、届出内容を周知させていただきます。

なお、届出書類は下記窓口で縦覧可能となっております。また、説明会にて配布する予定だった資料を送付することもできますので、ご希望の際はお問い合わせ先までご連絡下さい。

謹白

■届出概要

大規模小売店舗の名称及び所在地	
店舗名称	下通 GATE プロジェクト
所 在 地	熊本市中央区手取本町5番1号
建物設置者の名称及び所在地等	
三陽株式会社 代表取締役 木下 修 熊本市中央区九品寺3丁目9番16号	
店舗面積他届出事項(一部抜粋)	
店舗面積	2,801.74 m ²
駐車台数	34台(提携駐車場にて確保)
営業時間	24時間
荷さばきを行うことができる時間帯	24時間
新設をする日	
令和5年3月1日(予定)	

※届出内容につきましては、熊本市のホームページにおいて公開されていますので、ご確認ください。

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=2308

■届出書類の縦覧場所

- ・熊本市経済観光局 産業部 商業金融課
- ・熊本県商工労働部 商工振興金融課
- ・熊本市中央区役所 総務企画課

■縦覧期間

令和3年4月30日～令和3年8月30日

■店舗所在地周辺見取図



[お問い合わせ先]

株式会社アール・アンド・エー

担当: 芳谷

電話: 092-715-1686

※大規模小売店舗立地法とは

新たに大規模小売店舗(建物内の店舗面積が1,000 m²を超えるもの)を設置、若しくは既に営業している店舗の配置や運営方法を変更することによって生じる恐れのある周辺地域での交通渋滞や交通安全、騒音などの問題に適正な対処がなされ、周辺地域の生活環境を保持できるよう、設置者に一定の配慮を求めていく手続きを定めた制度です。

※手続きの流れ

- ①届 出: 設置者が熊本市へ大規模小売店舗立地法に基づく届出をします。
- ②説明会: 設置者が地域住民の皆様に対して地元説明会を開催します。(届出の日から2ヶ月以内: 上記理由により今回は中止)
- ③意見書: 設置者に対し、大規模小売店舗立地法に基づく意見がある場合、意見書を熊本市に提出することが出来ます。
(公告の日から4ヶ月以内: 令和3年4月30日～令和3年8月30日)